令和８年度　水道水の水質検査計画の概要

◎　水質検査計画とは

水道法施行規則第 15 条第 6 項により、水道事業者は毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定し、お客様に情報提供を行うことが義務づけられています。

この目的は、水質検査の合理性の向上を図るとともに検査結果の公表を通じ、市が行っている水質検査の透明性を確保し、より安全・安心で信頼性の高い水道水の供給を目指すものです。

◎　水質検査計画の内容

・基本方針・水道事業の概要・青森市の水質の状況・採水地点・水質検査項目と頻度・臨時の検査
・水質検査の方法・水質検査結果及び評価の公表と見直し
・水質検査の精度管理と信頼性の確保・関係機関との連携等

◎　水質検査を行う場所

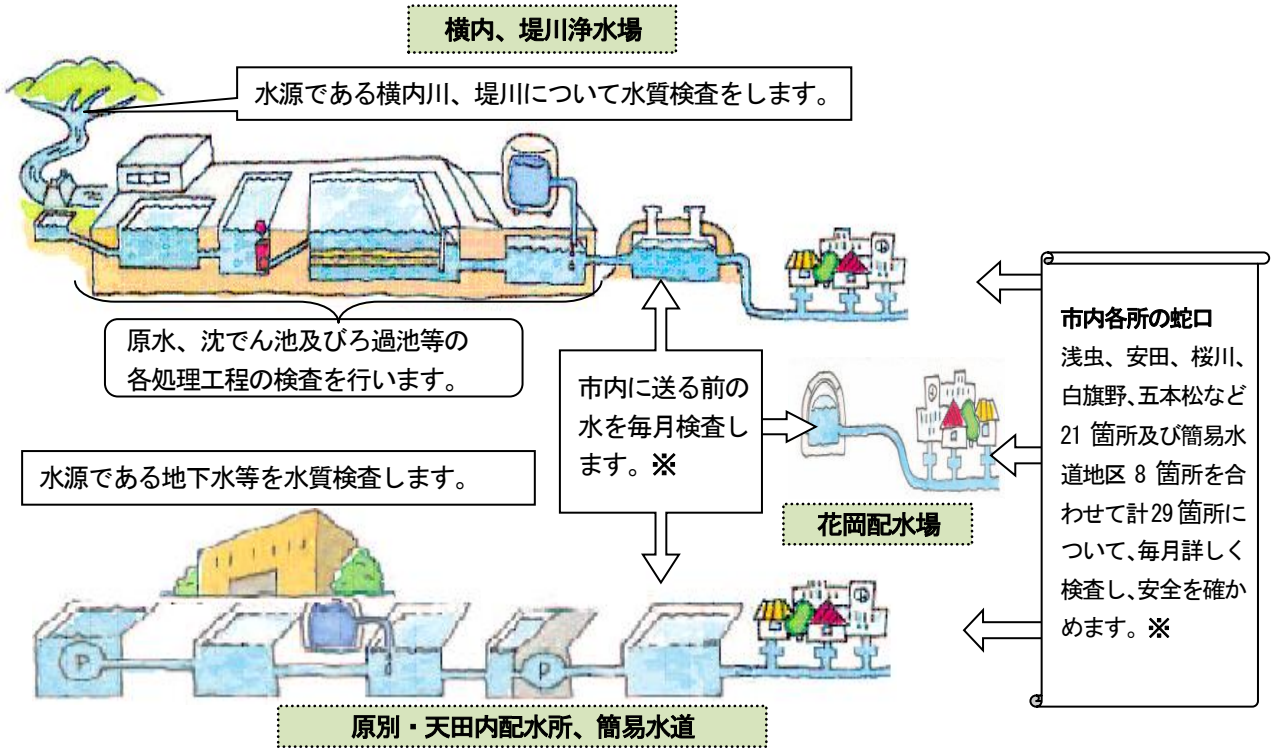

※　市内に送る前の水や各地区の**蛇口の水**は、毎月行う詳しい水質検査の他に、色、濁り、消毒用塩素の残留状況について**毎日**調べます。（市内各地区の蛇口の毎日検査箇所は、34 箇所）

◎　水質検査計画の公表

詳しい水質検査計画は、青森市水道事業ホームページ、営業課、横内浄水課、上下水道課（浪岡）で閲覧できます。

お問合せ先：青森市企業局水道部横内浄水課水質管理チーム　017（752）0048